

兵庫県公報

令和7年4月18日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画の変更に係る公聴会の開催（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	2

告 示

兵庫県告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る公聴会を開催する。

このことについては、都市計画に関する公聴会開催規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和7年4月18日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

1 都市計画の概要

(1) 種類及び名称

東播都市計画道路

1.4.2号播磨臨海地域道路ほか2路線

(2) 内容

東播都市計画道路に「1.4.2号播磨臨海地域道路」を追加し、「3.2.260号梅井線」及び「3.3.261号高須松村線」を変更する。

なお、詳細については、兵庫県のホームページに掲載する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/assess_harimarinkai.html

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月15日（日）午前10時から

(2) 場所

加古川市役所新館10階大会議室 加古川市加古川町北在家2000

3 公述の申出

公聴会に出席して、意見を述べようとする者（東播都市計画区域及び中播都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、公述申出書提出期限までに、意見の要旨及びその理由、住所、氏名、職業、年齢、電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を以下により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を開催しない。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定することがある。

(1) 持参又は郵送による場合

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に提出すること。

(2) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム共同運営システム（e-ひょうご）」を利用して、画面の指示に従って提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1740532871443>

4 公述申出書提出期限

5 公聴会の傍聴

6 公聴会に関する問合せ先

電話 (078) 362-4307

5 公聴会の傍聴

6 公聴会に関する問合せ先

〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 362-4307